令和９～１１年度大和町吉岡児童館外２施設

運営業務

公募型プロポーザル実施要項

令和８年１０月

大　和　町

１．目的

大和町は吉岡地区において，児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第７条及び第４０条に規定する児童館として吉岡児童館を，法第６条の３第２項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設として吉岡児童館放課後児童クラブ及びよしおか放課後児童クラブを，法第６条の３第６項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設として大和町児童支援センターを、それぞれ運営しています。

本公募は、これら３施設について、児童の健全な育成、子育て家庭への支援及び地域における子育て支援の充実を図るとともに、各施設の有する機能を相互に連携させ、より効果的かつ一体的な運営を行うことを目的として、その運営を担う契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するものです。

なお、吉岡児童館（放課後児童クラブを含む。）、よしおか放課後児童クラブ及び大和町児童支援センターの３施設に係る案件を一括して実施します。参加希望者は、３施設それぞれの設置目的、役割及び機能等を十分に理解するとともに、各施設の連携を含めた一体的な運営について検討の上、参加してください。

２．業務委託の概要

（１）業務名

令和９～１１年度大和町吉岡児童館外２施設運営業務

（２）業務内容

令和９～１１年度大和町吉岡児童館外２施設運営業務仕様書のとおり

（３）契約期間

令和９年４月１日～令和１２年３月３１日

（４）履行場所

名　　称	住　所
大和町吉岡児童館	大和町吉岡字館下８８番地 （大和町保健福祉総合センター内　1F）
よしおか放課後児童クラブ	大和町吉岡字権現堂１２番地
大和町児童支援センター	大和町吉岡字館下８８番地 （大和町保健福祉総合センター内　1F）

（５）契約方法

公募型プロポーザル方式により契約候補者を選定した後，地方自治法施行令第１６７条の２第２号に基づく随意契約を行います。

（６）予定価格（提案上限額）

３施設３年分の合計　一金２８９，０７４千円

※上記の額は業務の規模を表すものであり，予定価格を示すものではありません。

予定価格については契約候補者選定後，別途定めた上で１者から見積徴収を行います。

３．参加資格等

参加資格は，下記のとおりです。（下記のアからウのいずれにも該当すること。）

（１）参加資格

・ア　各児童館の目的を十分理解し，業務を行うことができる特定非営利活動法人，公益法人，社会福祉法人，学校法人，株式会社等の法人格を有する者（以下「法人」という。）

・イ　申込時点で宮城県内に主たる事務所又はその他の事業所を有し，現に活動している者

・ウ　申込時点で放課後児童クラブ，保育所等児童福祉施設の運営実績を有する者

（２）欠格事項

次のいずれかに該当する場合は，参加申込みできません。

・ア　法律行為を行う能力を有しない者

・イ　破産者で復権を得ない者

・ウ　地方自治法施行令第１６７条の４の規定により一般競争入札等の参加を制限されている者

・エ　国・県・市町村に収めるべき税金等を滞納している者

・オ　本業務を円滑に遂行できる，安定的かつ健全な財務能力を有しない者

・カ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に掲げる暴力団員が該当団体の役員等をしている者

・キ　地方自治法第９２条の２，第１４２条，第１６６条第２項，第１８０条の５第６項に該当する者

・ク　政治的又は宗教上の組織に属する者

４．公募のスケジュール

項　　目	時　　期
（１）公告	令和８年１０月５日（月）
（２）質問受付	公告日～令和８年１０月１５日（木）
（３）参加申込書提出期間	公告日～令和８年１０月１９日（月）
（４）第１次審査（参加資格の確認）	令和８年１０月２０日（火）～２２日（木）
（５）第１次審査結果通知	令和８年１０月２３日（金）
（６）第２次審査提案書提出期間	令和８年１０月２６日（月）～１１月９日（月）
（７）第２次審査日	令和８年１１月１８日（水）　※時間等別途個別通知
（８）選考結果の通知	令和８年１１月２４日（火）
（９）契約締結	令和８年１２月中
（１０）運営業務の準備期間	契約日の翌日～令和９年３月３１日（水）
（１１）運営業務の開始	令和９年４月１日（木）

５．応募関係資料の配布

（１）配布資料

・令和９～１１年度大和町吉岡児童館外２施設運営業務公募型プロポーザル実施要項

・提出様式　様式１　参加申込書
様式２　申立書
様式３　法人概要書
様式４　企画提案書提出届及び企画提案書（様式４-①～⑨及び別表）
様式５　見積書　（※様式５別紙１参考見積書）
様式６　質問書
様式７　参加申込取下げ書

・令和９～１１年度大和町吉岡児童館外２施設運営業務仕様書

・大和町児童館等運営事業者選考委員会設置要綱

（２）配布方法

大和町ホームページに掲載しているので，必要に応じてダウンロードし使用してください。

【URL】https://www.town.taiwa.miyagi.jp/soshiki/kodomokatei/hoikushien/4953.html

６．申込方法

（１）参加表明書及び１次審査資料の提出

①提出書類

ア　参加申込書（様式１）

イ　申立書（様式２）

ウ　法人概要書（様式３）

エ　関係書類

- 法人の登記簿謄本（発行日から３か月以内のもの）
- 印鑑証明書（発行日から３か月以内のもの）
- 定款，寄附行為，規約その他これらに類する書類
- 法人の経理規定，就業規則，給与規定，旅費規程等の各種規定
- 法人税，消費税及び地方消費税，県税，市町村税の各納税証明書（直近３か年分）
又は納税義務が無い旨及びその理由を記載した申立書（様式２）
- 財産目録，貸借対照表，損益計算書，収支決算書（直近３か年分）
- 令和８年度の法人の収支予算書

②提出部数　各１部（全て原本で提出すること）

③提出期限　令和８年１０月１９日　午後５時

④提出場所　大和町役場１階　子ども家庭課

⑤提出方法　持参または郵送（提出書類に不足がある場合は受理しません。）

⑥留意事項　提出物は返却しません。
また，提出後の補正は町から求めがある場合を除いて認めません。
なお，事前説明会，施設の見学会等は行いません。

（２）２次審査資料（企画提案書等）の提出

①提出書類

ア　企画提案書提出届（様式４）

イ　企画提案書（様式４-①～⑨）

・大和町ホームページからダウンロードした様式を使用してください。

・プレゼンテーションソフト等別ソフトを使用して作成する様式は不可とします。

・図表，写真等の使用は可とします。

ウ　職員配置計画書（様式４別表）

エ　見積書（様式５・内訳書・様式５別紙１参考見積書）

※本プロポーザルで提出いただく見積書（様式５）および内訳書は，公平な比較のため，令和９年度当初の事業規模（増築・支援単位増を含まない）で３年分を算出してください。（審査における価格評価の対象）。

※これとは別に，様式５別紙１参考見積書では，契約期間中の施設運営形態の変更を見据えた（令和１０年１０月以降の増築・支援単位増を含む）を試算してください（将来の変更契約の参考とするもので，価格評価には用いません）。

②提案書作成要領

ア　書式等

・用紙サイズ　A4　横書き（一部縦書きや A3 片袖折等可）

・文字サイズ　11 ポイント以上とすること

・印刷色　　不問

・ページ数　　制限なし（下部にページ番号を必ず振ること）

・印刷方法　　片面印刷（様式４-①～⑧及び別表については両面印刷）

・その他　　各項目にインデックスを用いて開きやすいよう配慮してください。

イ　提出部数

１４部（正本１部，副本１３部）

ウ　留意事項

- **審査を公平に行う観点から，副本は提出者を特定できる情報を削除してください。**
- 記述はできるだけ簡潔かつ平易な表現にしてください。略称を用いる場合には初回に正式名称を記載し，略称を括弧書してください。
- 提出後の差替え，再提出，修正等は一切認めません。
- 仕様書の内容を踏まえ，より良い業務運営になるよう，参加者それぞれのノウハウにより積極的な提案内容としてください。
- 提案内容は提案者が責任を持って必ず履行できる内容としてください。

③提出期限　令和８年１１月９日（月）　午後５時

④提出場所　大和町役場１階　子ども家庭課

⑤提出方法　持参または郵送（提出書類に不足がある場合は受理しません。）

⑥留意事項　提出物は返却しません。
また，提出後の補正は町から求めがある場合を除いて認めません。

（３）質問の受付

仕様書・実施要項について質問がある場合は，次の手続きをしてください。

① 提出書類　質問書（様式６）

② 提出方法　担当へ電子メール（kosodate@town.taiwa.miyagi.jp）により送信してください。送信時は件名を「大和町吉岡児童館外２施設運営業務に関する質問書について」とし，送信後は必ず担当課へ電話連絡により受信確認をしてください。

③ 提出期限　令和８年１０月１５日（木）午後５時まで

④ 質問回答　質問者へ電子メールで回答するとともに，その内容を令和８年１０月１６日（金）までに大和町ホームページにて公表します。ただし，質問者の特定につながる可能性のあるものは，その内容を伏せて公表します。

（４）参加申込書の取下げ

参加申込書提出後，何らかの事情により取下げしたいときは，参加申込取下げ書（様式７）を担当課まで提出してください。なお，取下げた場合であっても既に提出された書類は返却しません。

７．選考の方法

（１）第１次審査（書類審査）

申込書類により，子ども家庭課で参加資格等の書類審査を行います。

（２）第２次審査（面接審査：プレゼンテーション）

ア　開催予定日　令和８年１１月１８日（水）予定　※時間は別途書面で個別に通知します。

イ　開催場所　大和町役場１階１０１会議室

ウ　出席者　・説明者を含め３人以内とします。

エ　方法　・面接審査は大和町児童館等事業者選考委員会（以下「委員会」という。）により行います。
・１者につき２０分以内で説明後，１０分程度各委員から質疑を行います。

オ　注意事項　・会場にはＨＤＭＩ接続可能な大型モニターを用意します。プレゼン用ＰＣ等は各事業者が持参してください。
・審査は非公開で行います。

（3）審査項目（委員１人あたりの配点を示します。）

①第１評価基準

審査項目		配点	選考基準
（1）	申込動機	5	① 申込の動機について
（2）	法人の理念	5	① 運営理念，組織，児童の健全育成等の活動実績
（3）	施設運営	１０	① 活動内容や連携，運営水準の維持について （内容・連携計画等）
（4）	家庭及び保護者との信頼関係構築	１０	① 家庭及び保護者との信頼関係を築くための取り組みや情報提供の方法について
（5）	学校・地域との連携	１０	① 子どもに対して，学校と連続性をもった関わりを行うための考え方や取り組みについて ② 地域との連携について，どのような役割を発揮しようとしているか
（6）	運営上の工夫， 付加的サービス	１０	① 現状を踏まえて，さらにサービス向上を図れる要素があるか
（7）	事故防止，安全対策	１０	① 施設内での事故防止対策，安全対策や災害時に備えた避難訓練，不審者対策等考え方や取り組みについて
（8）	職員	１０	① 職員配置計画について ② 職員の採用計画，職員年齢のバランスについて ③ 職員研修に対する考え方や取り組みについて
（9）	管理運営	１０	① 安定した管理運営を継続できる事業者の経営基盤，経営能力，運営実績
（１０）	運営体制変更への考え方と対応	１０	① 児童クラブの増築，児童館等の施設改修期間およびその後の運営について，人員体制等適切な運営が確保されるか
（１１）	総合評価	１０	① 総合的な観点からの評価 （熱意，課題への認識や取り組みの考え方）
（１２）	価格	１０	最低価格提示者は１０点 最低価格提示者以外の者 １０点未満とし，職員配置や運営上の付加的サービスを総合的に評価。
合計		１１０	

※価格は３施設の３か年分の総合計金額を示します。

（4）選定方法

委員ごとに上記評価基準に基づき採点評価を行い，合計点数が最も高い応募者を契約候補者として選定します。

（5）選考結果の通知・手続きについて

① 選考結果通知

選考結果については，令和８年１１月下旬に申込者全員へ文書で通知します。

② 問合せ対応

委員会の審議内容や，各申込者の点数等評価内容に関する問合せには一切お答えしません。
また，審査結果に対する異議申立についても受付けません。

（6）選考結果の公表

契約候補者決定後，次の内容を大和町のホームページ上で公表する予定です。

・申込者名（点数・順位については非公表とします。）
・契約候補者名
・審査委員の名簿

8．契約に関する次項

本プロポーザルの契約については，次のとおり行うものとします。

（1）契約方法

２次審査において契約候補者となった者と，地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号および町財務規則に基づき，契約を締結します。

（2）契約候補者と契約締結ができないときの取扱い

何らかの特別な理由により契約候補者と契約締結に至らない場合，又は契約締結後に契約を継続しがたい事由が発生した場合は，順位が上位の者から順に再度契約交渉を行うものとします。

9．担当課

大和町役場子ども家庭課　保育支援係　菅野
〒９８１-３６８０　黒川郡大和町吉岡まほろば一丁目１番地の１
TEL：０２２-３４５-７５０３　FAX：０２２-３４５-７２４０
Mail：kosodate@town.taiwa.miyagi.jp